

# 記入例

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）（A 4）

## 建築計画概要書（第一面）

### 建築主等の概要

#### 【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 キョウト イチロウ  
【ロ. 氏名】 京都 一郎  
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ニ. 住所】 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

#### 【2. 代理者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第〇〇〇〇〇号  
【ロ. 氏名】 〇〇 二郎  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録第〇〇〇〇〇号  
〇〇設計事務所  
【ニ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ホ. 所在地】 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地  
【ヘ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

#### 【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第〇〇〇〇〇号  
【ロ. 氏名】 〇〇 三郎  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録第〇〇〇〇〇号  
〇〇設計事務所  
【ニ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ホ. 所在地】 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地  
【ヘ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図・設備図

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第〇〇〇〇〇号  
【ロ. 氏名】 〇〇 四郎  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録第〇〇〇〇〇号  
〇〇設計事務所  
【ニ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ホ. 所在地】 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地  
【ヘ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図・構造計算書

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)  
上記の設計者のうち、

■建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】 ○○ 五郎

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 ○○○○ 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

---

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】 ○○ 六郎

【ロ.勤務先】 ○○事務所 エンジン部

【ハ.郵便番号】 ○○○-○○○○

【ニ.所在地】 京都市○○区○○町○○番地

【ホ.電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

【ヘ.登録番号】 ○○○○-○○○○○○

【ト.意見を聴いた設計図書】 確認申請書添付設備図

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

- 【へ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

---

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( 一級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第○○○○○号
- 【ロ. 氏名】 ○○ 三郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( 一級 ) 建築士事務所 ( 京都府 ) 知事登録第○○○○○号  
○○設計事務所
- 【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
- 【ホ. 所在地】 京都市○○区○○町○○番地
- 【へ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 確認申請添付図書一式

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
  
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【へ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
  
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【へ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
  
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【へ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

---

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 代表取締役 ○○ 七郎
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可( 大臣 )第 特○○-○○○○○ 号  
○○建設株式会社 京都支店
- 【ハ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
- 【ニ. 所在地】 京都市○○区○○町○○番地
- 【ホ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

---

【7. 備考】 ※建築物の名称又は工事名

(カショウ) ○○シンチクコウジ

(仮称) ○○新築工事

---

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

※京都市においては、住居表示を実施していないため、空欄とする。

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内（■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定）  
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 ■準防火地域 □指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 ○m第○種高度地区 遠景デザイン 下水道整備地区

【6. 道路】

【イ. 幅員】 6.000m

※4m未満の二項道路、43条ただし書き通路は「4.000m」と記入

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 16.000m

※43条ただし書きの場合は通路に接する部分の長さを記入

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( 100.00㎡ ) ( 60.00㎡ )

※指定容積率と道路幅員による容積率の小さい方を区域ごとに記入

(2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 (第二種住居地域) (工業地域) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 ※区域ごとに記入

( 240.00% ) ( 200.00% ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 ※区域ごとに記入

( 60.00% ) ( 60.00% ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 160.00㎡

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 225.00%

※加重平均の値を記入

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70.00%

※角地緩和後の値を記入

【チ. 備考】 角地緩和適用

【8. 主要用途】 (区分 08440 ) 物品販売業を営む店舗

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築面積】 ( 108.00㎡ ) ( 0.00㎡ ) ( 108.00㎡ )

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

( 108.00㎡ ) ( 0.00㎡ ) ( 108.00㎡ )

【ハ. 建蔽率】 67.50%

【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( 300.00㎡ ) ( 0.00㎡ ) ( 300.00㎡ )

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 認定機械室等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ヘ. 自動車庫等の部分】 ( 20.00㎡ ) ( 0.00㎡ ) ( 20.00㎡ )

【ト. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【チ. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【リ. 自家発電設備の設置部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【オ. その他の不算入部分】 ( ) ( ) ( )  
【ワ. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( )  
【カ. 老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( )  
【コ. 延べ面積】 280.00㎡  
【ク. 容積率】 175.00%

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1  
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

※申請に係る建築物が10㎡以下のものしかない場合は、その建築物の数を記入  
(同一敷地内の他の建築物の数については、10㎡をこえるものの数を記入)

【13. 建築物の高さ等】

(申請に係る建築物) (他の建築物)  
【イ. 最高の高さ】 ( 10.00m ) ( )  
【ロ. 階数】 地上 ( 3 ) ( )  
地下 ( 0 ) ( )  
【ハ. 構造】 鉄筋コンクリート 造 一部 造  
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無  
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】  
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

※許可・認定等がある場合は当該許可・認定等の番号及び許可・認定を受けた日付を記入  
(「事前調査報告書」に手続き必要として記載あるもののうち、表1については必ず記入)

都市計画法第29条の規定による開発許可：第〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日、  
検査済証：第〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【15. 工事着手予定年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

※確認日以降の日付を記入

【16. 工事完了予定年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)  
(第 1 回) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (基礎又は地中はりの配筋工事の工程 )  
(第 2 回) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (2階の床配筋工事の工程 )  
(第 回) 年 月 日 ( )

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

要 否

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【20. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無  
【ニ. 適用があるときは、その区分】  
建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項  
その他

【21. その他必要な事項】

※型式部材等製造者認証を受けている場合は、番号を記入  
※12欄の建築物の数に記載されない10㎡以下のものについて、面積及び用途を記入  
※計画変更申請の場合は必ず変更の概要を記入

付近見取図

縮尺  
s=1:2500~1500

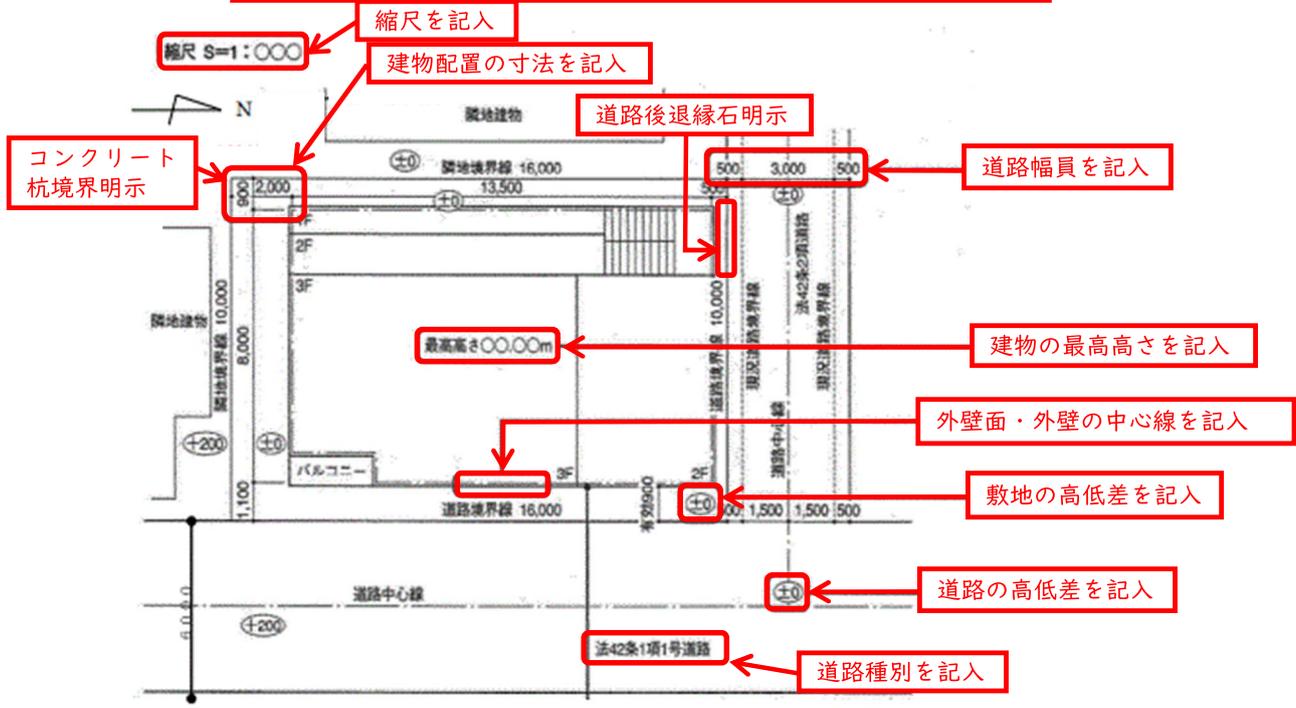


※著作権法上、閲覧に供しても支障のない地図を用い、出典を明示する。  
(例) 閲覧に供しても支障のない地図  
・京都市所管の地形図  
・京都府・市町村共同統合型地図情報システムの白地図  
・国土地理院の地形図

※敷地の位置が特定し難い場合は交差点（あるいは目印になるもの）からの距離を記入

配置図

※縮小コピーなどで文字や寸法が読み取れないことのないようにする。  
※建物の外形のみとし、室内の間取りは記載しない。



(注意)

1. 第一面及び第二面関係

- ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの20欄に記載してください。
- ② 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあった旨を明示した上で記入します。
- ③ 第二面の20欄の「イ」は、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、第三面の配置図に当該建築物を明示してください。

2. 第三面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。